

## 津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月1日

津市監査委員 大西直彦  
津市監査委員 駒田修一  
津市監査委員 安藤友昭  
津市監査委員 小林貴虎

### 第1 監査をした者

津市監査委員 高松和也  
津市監査委員 駒田修一  
津市監査委員 安藤友昭  
津市監査委員 田中千福

### 第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる定期監査及び行政監査の対象部局等は、次のとおりである。

#### 1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、市民交流課、地域連携課、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、産業・スポーツセンター推進室、国体・障害者スポーツ大会準備室、文化振興課）
- (6) 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、

- 保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室)
- (8) 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
  - (9) 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
  - (10) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地  
区画整理事務所、建築指導課）
  - (11) 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進室、建設整備  
課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事  
事務所）
  - (12) ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
  - (13) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさい  
ふれあいセンター）
  - (14) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (15) 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。）、市民福祉課）
  - (16) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (17) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (18) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (19) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (20) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (21) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
  - (22) 上下水道事業管理室
  - (23) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸事業所、一志事  
業所）
  - (24) 下水道局（下水道総務課、下水道建設課、下水道施設課）
  - (25) 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指  
令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
  - (26) 会計管理室
  - (27) 議会事務局（議会総務課、議事課）
  - (28) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権  
教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務  
所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事  
務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
  - (29) 監査事務局

- (30) 農業委員会事務局
- 2 市立保育所
  - (1) 栗真保育園
  - (2) 乙部保育園
  - (3) 橋南保育園
- 3 市立学校・市立幼稚園
  - (1) 市立小学校
    - ア 敬和小学校
    - イ 藤水小学校
    - ウ 白塚小学校
    - エ 櫛形小学校
    - オ 雲出小学校
    - カ 高野尾小学校
  - (2) 市立中学校
    - 東橋内中学校
  - (3) 市立幼稚園
    - ア 神戸幼稚園
    - イ 白塚幼稚園
    - ウ 雲出幼稚園
    - エ 高野尾幼稚園

### 第3 監査の対象年度及び事項

原則として平成29年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成28年度以前のもものを対象に含めた。

### 第4 監査の期間

監査の期間は、平成29年9月15日から平成30年1月30日までである。

### 第5 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。

- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

## 第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

### 1 市民部（地域連携課）

行政財産の使用許可について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日と示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

### 2 商工観光部

#### (1) 商業振興労政課

行政財産の使用許可について、当該使用料に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日と示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

#### (2) 経営支援課

普通財産の貸付けについて、当該財産貸付収入に係る調定がなされていなかったが、調定日については、年間を一括して調定する場合には、年度当初に行うことが通例であり、会計管理室が作成する「会計事務の手引き」においても、調定日は歳入を収入（徴収）することが決定した日と示されていることから、適切な時期に調定を行われたい。

### 3 芸濃総合支所（市民福祉課）

機能回復訓練用備品として津市芸濃保健福祉センター内において保管し

ている舟こぎ動作型体幹筋力トレーニングマシン（舟こぎマシン）について、長期間使用中止の状態では保管されていることから、当該物品の処分も含め、その取扱いを明確にされたい。

#### 4 教育委員会事務局（人権教育課）

地域人権啓発推進事業委託について、当課において業務内容を定めた実施要領は作成されているものの、業務委託契約書においては業務内容に係る記載がないことから、当該実施要領に基づく仕様書を添付するなど、業務委託契約書において業務内容を明確に示されたい。